

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略） <u>平成30年8月9日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00024 沿革（略）</p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>第1条～第19条（略）</p>	<p>第1条～第19条（略）</p>	
<p><u>（特約書の内容の変更）</u> <u>第20条 第3条第1項、附帯別表第1の「対象となる契約」及び第1の3の内容は、この特約書の締結時又は更新時に甲が設定するものとし、第1条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、甲の組織変更又はこれに準ずる場合を除く。</u></p>		
<p><u>（手続事項）</u> <u>第21条</u> この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>	<p><u>（手続事項）</u> <u>第20条</u> この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>	

新	旧	備考
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年10月1日から実施する。</u></p>		
<p>附帯別表第1～附帯別表第1の2 （略）</p>	<p>附帯別表第1～附帯別表第1の2 （略）</p>	
<p>附帯別表第1の3</p> <p>一の契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</p> <p>一 一の契約の相手方（契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が第3条第4項各号のいずれかに該当する一の契約。</p> <p>二～三 （略）</p>	<p>附帯別表第1の3</p> <p>一の契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</p> <p>一 一の契約の相手方（契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が第3条第4項各号のいずれかに該当する一の契約。<u>ただし、一の契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）である場合を除く。</u></p> <p>二～三 （略）</p>	
<p>附帯別表第2～附帯別表第4 （略）</p>	<p>附帯別表第2～附帯別表第4 （略）</p>	